「もしかして」あなたが救う 小さな手

『児童虐待かも？』『ちょっとおかしいな？』
と思ったら『**通告する**』が国民の義務です。
自分が『**虐待している？**』『**どうしたらいいの？**』
と思ったら『**相談**』してみましょう。

手遅れになる前に迷わず相談・通告を！
児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189（いちはやく）
※匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます。
（児童虐待防止法・児童福祉法）

ひとりで悩んでいませんか？
話してみませんか？
子育て中の悩みや不安
あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます。
そんな時は、こちらへ…

市こども福祉課 子育て支援係
☎ 53-1151（内線526）
県中央こども家庭相談センター
☎ 0742-26-3788
（24時間対応ダイヤル）

「**子どもの命にかかわる**かも！」
「今、**目の前で暴力**が行われている！」
「子どもが**ひどいケガ**をしている。」
「異常な怒鳴り声、物音、**激しい泣き声**が聞こえる。」
「**夜遅く**、幼児が**一人で外にいる。**」

こんなときは、すぐ警察へ！
☎ 110

11月は児童虐待防止推進月間です。

オレンジリボンは子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

◆児童虐待とは…

親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。

たとえ親が子どものことを思って行った行為「**しつけ**」であっても、子どもにとって有害ならば「**虐待**」になります。

＜虐待の４つの分類＞

身体的虐待
殴る・蹴る・首をしめる
激しく揺さぶる
戸外に閉め出すなど

性的虐待
性行為を強要する・見せる
性的写真の被写体にするなど

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）
適切な衣食住の世話をしない
車や家に放置する
同居人の虐待の放置
子どもの意志に反して学校に行かせない

心理的虐待
大声や言葉で脅かしや脅迫
心を傷つけることを言う
無視する
兄弟間で差別
DVや兄弟への虐待行為を見せる

◆オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボンを広める市民運動です。

以前、栃木県で幼い２人の幼児が、同居する男に川に投げ込まれ死亡するという痛ましい事件が起こりました。このような事件が二度と起こらないようにと願いを込めて、オレンジリボンができました。

オレンジ色のリボンは、虐待をなくそう・子育てを見守り、お手伝いする意志のあることを示すマークです。

オレンジリボンキャンペーン開催

日時＝11月3日（火・祝）9時～15時
場所＝郡山城跡（親子まつり会場内）
オレンジリボンの制作に、小学生・中学生・高校生も協力。様々な人からのメッセージが込められています。